

平成27年度

事業計画書



社会福祉法人
目黒区社会福祉事業団

目 次

第1	基本方針	1
第2	経営理念	1
第3	経営方針	1
第4	経営目標	2
第5	組織図	3
第6	職員配置表	4
第7	重点的な取り組み	5
第8	全施設・事業共通の取り組み	6
第9	事務局	9
第10	特別養護老人ホーム	12
第11	高齢者在宅サービスセンター	21
第12	心身障害者センターあいアイ館	28
第13	かみよん工房	32
第14	大橋えのき園	36
第15	みどりハイム	42
第16	包括支援センター	45
第17	在宅介護支援センター	49

第1 基本方針

当事業団では、今般の介護保険制度改正、障害者総合支援法の施行及び目黒区の緊急財政対策による影響等、当法人を取り巻く環境の変化を受け、現在の経営計画の見直しを行い平成25年度から平成34年度までの「第二次経営計画」を策定しています。

従って、平成27年度の事業計画は、同計画に掲げる重点的な取り組み及び各施設（事業）が設定した推進計画の内容を反映し、また、毎年度実施しています利用者アンケート等の結果を踏まえた改善事項を掲げ、それぞれの項目の推進・改善を図ることにより、さらに安定したサービスの提供及び質の向上を目指します。

第2 経営理念

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団は、その存在意義、使命、職員の行動規範となる原理・原則として「経営理念」を次のとおり定めています。

「目黒区社会福祉事業団は、**個人の尊厳を大切に**し、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、地域で最も**信頼され、喜ばれるサービスの提供**を、**効率的で柔軟かつ健全な経営**をもって行なうことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。」

第3 経営方針

経営理念を実現するための事業団職員の行動指針として「経営方針」を次のとおり定めています。

経営理念	経営方針
個人の尊厳を大切にします	<ul style="list-style-type: none">・人権を尊重し、プライバシーの保護に万全を期するとともに、事業運営のあらゆる場面においてノーマライゼーションの理念の徹底を図ります。
信頼され、喜ばれるサービスを提供します	<ul style="list-style-type: none">・利用者の安全確保に常に留意し、事故防止に努めるとともに、緊急事態にも適切な対応を図るよう努めます。・公平なサービスに心掛けるとともに、個々の利用者の立場や諸条件を可能な限り配慮し、サービスの受け手が満足感を味わえるサービスの提供に努めます。・施設の運営は、職員の真摯な事業執行と地域の人々や多くの関係者の協力により成り立っていることを踏まえ、地域に貢献し、必要とされる施設を目指します。
効率的で柔軟かつ健全な経営を行います	<ul style="list-style-type: none">・各事業間及び各職種間の連携を密にし、持てる経営資源を有効に活用するよう努めます。・利用者へのサービスを確実かつ効果的に行なうため、経営基

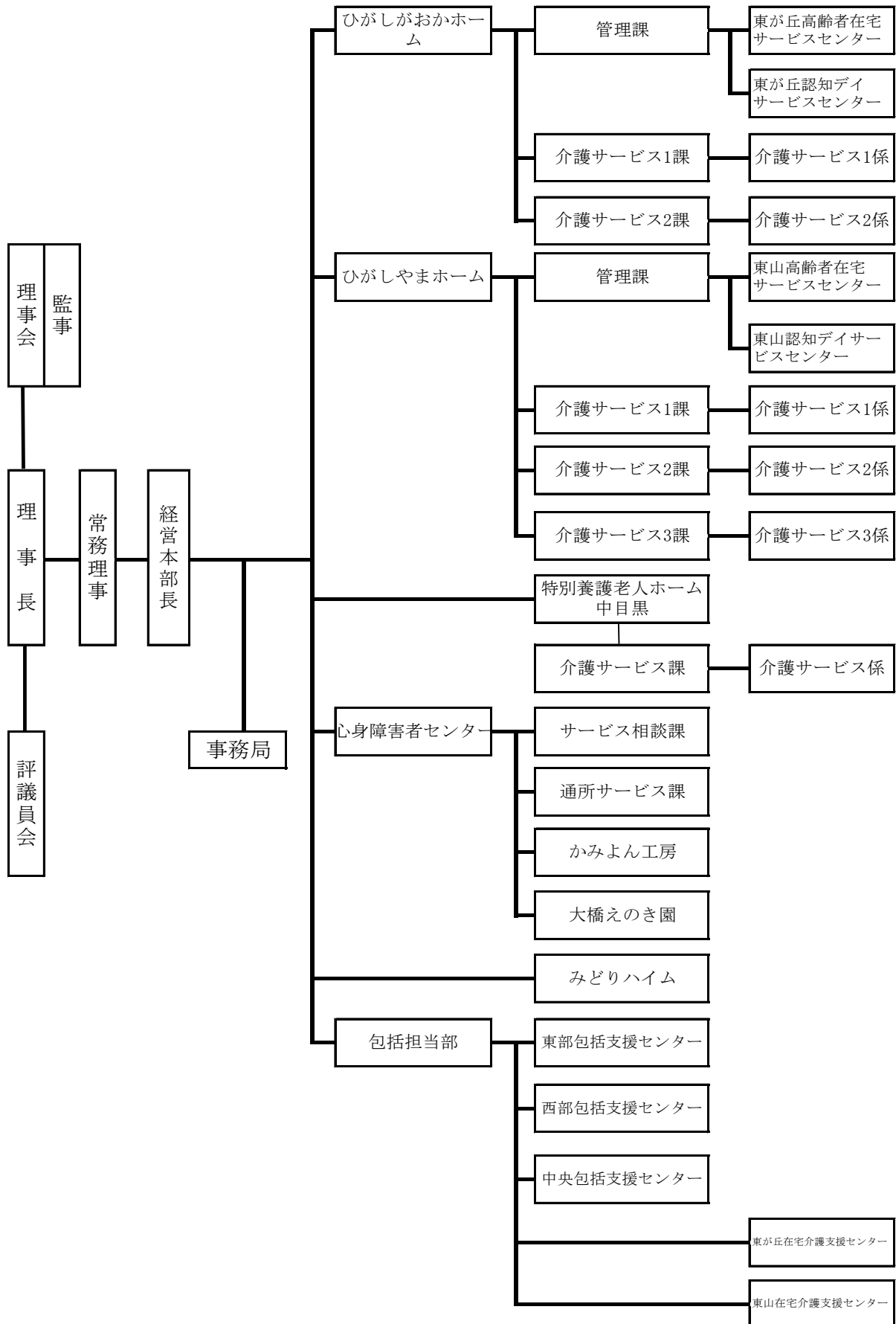
経営理念	経営方針
	盤の強化を図るとともに、法令を遵守し、事業運営の透明性の確保に努めます。

第4 経営目標

経営理念を実現するため事業団が目指す基本的な目標として「経営目標」（平成 25 年度～平成 34 年度）を次のとおり定めました。なお、状況の変化により必要が生じた場合は、目標年次前においても補正を行います。

経営理念	経営目標
個人の尊厳を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの立場や個性を大切にします。 ・プライバシーの保護を徹底します。 ・人権尊重の理念に基づいたサービスを提供します。
信頼され、喜ばれるサービスを提供します	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と家族に満足していただける安全・安心なサービスを提供します。 ・職員の職種・職層ごとに必要な知識や技術の水準を高めます。 ・地域に貢献し、地域に必要とされ、支えられる施設を目指します。 ・区立施設の役割を果たすとともに、社会の要請に応じた柔軟なサービスを提供します。
効率的で柔軟かつ健全な経営を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した経営を目指します。 ・事業拡大や自らの施設の保有を通じて、自立した法人経営を目指します。 ・職層ごとに必要な経営感覚及びマネジメント能力の向上を図ります。 ・職員の法令遵守や業務改善意識を高めます。

第5 組織図



第6 職員配置表

平成27年4月1日

配置先	職務等	職務等													計
		施設長・所長	事務・福祉	介護士	生活相談員	包括(社福・ケアマネ)主任(ケアマネ)	生活支援員	相談支援(専門)員	母子支援員・少年指導員	心理	看護師・保健師	機能訓練指導員(P.T・O.T・S.T等)	栄養士	運転手・添乗員・用務等	
経営本部	正		10												10
	ス		2												2
特別養護老人ホーム東が丘	正	1	2	36	2						4	1	1		47
	ス		1	9							1			1	12
特別養護老人ホーム東山	正	1	2	47	3						4	1	1		59
	ス		1	11							2	1		1	16
特別養護老人ホーム中目黒	正	1	1	21	1						3	1	1		29
	ス			2							1			4	7
東が丘高齢者在宅サービスセンター	正	1		1	1										3
	ス			4							1			7	12
東が丘認知デイサービスセンター	正	1		1	1										3
	ス			3							1				4
東山高齢者在宅サービスセンター	正	1		1	1										3
	ス			4							1			6	11
東山認知デイサービスセンター	正	1		1	1										3
	ス			3							1				4
心身障害者センター	正	1	2				14	3			3	2	1		26
	ス		1				4			1	1	3		1	11
かみよん工房	正	1					8								9
	ス						1							1	2
大橋えのき園	正	1					14								15
	ス						4								4
みどりハイム	正	1							7	1					9
	ス														0
東部包括支援センター	正	2				9					2				13
	ス					2									2
西部包括支援センター	正	1				9					2				12
	ス					3									3
中央包括支援センター	正	1				9					3				13
	ス					2									2
東が丘在宅介護支援センター	正				3										3
	ス														0
東山在宅介護支援センター	正				3										3
	ス														0
計	正	15	17	108	16	27	36	3	7	1	21	5	4	0	260
	ス	0	5	36	0	7	9	0	0	1	9	4	0	21	92
平成26年4月1日現在	正	13	18	106	16	26	32	3	8	1	21	5	4	0	253
	ス	0	6	38	0	7	9	0	0	1	9	4	0	5	79

注) 1 「正」は正規職員の略です。

2 「ス」は契約職員(スタッフ)の略で、嘱託医を含みません。

第7 重点的な取り組み

当事業団は、目黒区の福祉の向上に寄与することを目的として設立された社会福祉法人として、平成27年度において、次に掲げる事項に重点的に取り組みます。

1 個人の尊厳を大切に、満足していただける安全・安心なサービスの提供

特別養護老人ホーム及び大橋えのき園では、利用者の重度化・高齢化による多様化したニーズに応え、サービス計画の質の向上を図るため介護支援専門員、生活支援員の研修を充実し、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。

包括支援センター及び在宅介護支援センターでは、相談業務に即した人権マニュアルを作成・活用し人権意識の徹底を図ります。

特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターでは、感染症マニュアルに基づく感染症予防対策の徹底、みどりハイムは、ヒヤリハットの分析による事故防止等、安全・安心なサービスの提供に取り組みます。

特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター及び在宅介護支援センターでは、利用者・家族の意見が個別支援計画や施設運営に反映できるよう対人援助技術研修の実施や家族懇談会を活用し利用者と家族に満足していただけるサービスの提供に努めます。

事業団の広報紙を発行し法人・施設運営への理解・協力を得られるよう積極的に情報提供していきます。

2 区立施設としての役割を果たし、地域や社会の要請に応じた柔軟なサービスの提供

特別養護老人ホームは、地域行事への協力や福祉相談会の実施等地域の一員としての交流を發展させ、心身障害者センターは、目黒区と連携し特定相談支援事業の充実を図り、大橋えのき園では近隣学校との交流やワークショップの開催、包括支援センターは、在宅療養の推進や認知症の人やその家族の支援等地域包括ケアシステムの推進に組み込み、地域や関係機関との協力関係を深めます。

心身障害者センターの医療的ケアの実施、かみよん工房の工賃増額の取り組み、みどりハイムでは、地域で暮らすひとり親家庭への支援の検討等、区立施設としての役割を果たします。

3 質の高いサービスを安定的に提供できる人材の確保と育成

人材の確保は、幹部職員による学校訪問を継続するとともに、準社員（ジョブ型社員）等新しい職層の導入について調査・研究を行います。

職員の育成については、法人が実施する職層研修や目標管理・人事考課制度による職層に応じた能力向上を図るとともに、各施設においては、それぞれ対象となる利用者への専門性及び相談援助技術等の向上を図るためOJTを充実させ、さらに外部研修へ計画的に派遣します。

4 効率的で安定した事業運営と法人の経営基盤の強化

事業団の経営基盤の強化を図るため、第二次経営計画に掲げた自主事業の具体化や特別養護老人ホームの誘致計画等目黒区が実施計画で予定している各事業について、自主事業推進委員会を中心に調査・検討を進めます。

また、安定した事業運営を図るため、介護報酬加算項目の拡大等増収を図るとともに、業務委託契約の見直し等経費の削減を目指します。

第8 全施設・事業共通の取り組み

施設長は経営における社会的責任を自覚し、施設が目指す目標の実現に向けてリーダーシップを発揮し、法人の経営理念、経営方針及び経営目標を明示するとともに、職員に周知徹底を図り円滑な業務遂行に向け、以下の取り組みを行います。

1 運営管理

(1) 会議

利用者のニーズに応え、合理的な施設の管理運営を図るため、各種会議を通じて積極的な意見交換や検討を行い職員の意見を反映させながら施設運営を行います。

(2) 委員会

利用者サービスの向上と業務の見直しをするために各種委員会を設置します。その中で問題解決に向けて各委員会の担当職員が主体的に調査、検討、実施します。

(3) 福祉サービス第三者評価

サービスの改善に資するため、第三者評価を定期的に受審します。評価の結果、指摘を受けた課題について解決・改善に向け取り組み、また、実施できている項目は維持するよう努めます。

(4) 苦情、要望

事業所ごとに、サービス内容に関する相談や苦情の窓口及び責任者を設置し、要望・苦情等に速やかに対応します。

さらに、法人に苦情解決第三者委員を設置し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します。

(5) 個人情報保護

事業団の「個人情報保護規程」及び目黒区との「施設の管理の業務に係る個人情報取扱覚書」に基づき、個人情報に関する帳票及び管理体制などの点検を実施し、各施設における個人情報保護の徹底に努めます。

(6) 防災対策

防災計画は、火災や地震などを想定して策定し、定例的な訓練及び地元町会などと共同した総合防災訓練を実施します。

また、大規模な災害が発生した場合、利用者の安全を図り、事業の維持・継続に向け速やかに行動できるよう平成23年12月に大規模災害対策計画を策定しました。災害に備え、同計画に基づき訓練・研修を実施します。

(7) 地域との交流

地域住民や学校などからの施設行事などへの参加や体験学習、施設見学を積極的に受け入れます。さらに、施設利用者が地域行事へ参加し地域との交流を深めます。

また、地域の人や関係機関を対象に、施設の機能や専門性を活かした企画・啓発活動（家族介護教室、講師派遣など）を行います。

(8) ボランティアの受け入れ

ボランティアが継続的に活動できるように、さらに、積極的に受け入れられるよう態勢を

整備します。また、利用者・ボランティア双方にとってよい機会となるようにサポートしていきます。

(9) 実習生の受け入れ

福祉人材の育成は、社会福祉法人の重要な役割と認識し、介護福祉士などの実習生を積極的に受け入れ、人材育成に努めます。

(10) 情報発信

サービス内容や行事並びに事業報告書や決算報告書などは、各施設での掲示や窓口配布、関係機関への送付など、わかりやすく説明するとともに、積極的に情報開示します。

さらに、ホームページを活用してタイムリーな情報発信を行います。

(11) 職員提案制度

職員個々が持つ能力や創意工夫を最大限に引き出し、利用者サービスの向上と効率的な事業運営を図ります。

2 職員育成・管理

(1) 目標管理・人事考課制度

人事考課制度については、考課者及び被考課者への研修を継続し精度を高め、職員一人ひとりの能力向上を図ります。

なお、考課結果については、全職員（正規）を対象に研修計画・昇進昇格・配置異動・賞与・給与に反映させます。

(2) 研修（専門研修）

各施設では、職員の資質向上のため、契約職員・新任職員研修や専門研修を施設内で実施するとともに、東京都社会福祉協議会などが開催する研修にも積極的に参加します。また、日常の職務を通して OJT に努めます。

(3) 健康管理

全職員を対象に定期健康診断（夜勤者は年 2 回）及び婦人科健診を実施します。さらに、介護職員については、腰痛健診を年 2 回実施し腰痛予防に努めます。

また、各施設において衛生委員会を設置または衛生推進者を選任し、職員の健康保持と職場環境の整備を図ります。

3 利用者サービス

(1) 人権意識の徹底

身体拘束等のない利用者の人権を尊重したサービスを提供するとともに、虐待防止法に基づきサービス提供の中で虐待を発生させない仕組みを整備し、虐待の防止に取り組みます。

(2) プライバシー保護の徹底

各施設における介護・支援・相談などは、利用者のプライバシーの保護を徹底します。

(3) 安心・安全なサービス提供

利用者が安心して施設を利用できるよう環境整備・衛生管理を行うとともに、安全な介助のために効果的に福祉機器を活用します。

また、事故記録の分析による予防対策及び危機対応マニュアルの活用によるインフルエン

ザなどの感染症対策に努めます。

(4) 報酬改定

介護報酬及び障害者自立支援給付費の改定について、重要事項説明書等により利用者の理解・納得が得られるように十分に説明します。

第9 事務局

事務局は、事業団の効率的かつ健全な運営を図るため、法人本部としての機能を果たすとともに各施設間の連絡・調整を行います。

1 平成27年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 計画的な人事管理に努めます。

実施内容	方法
人材確保を計画的・積極的に 行い、職員の育成を図り、サ ービス水準の確保に努めま す	新規職員の人材確保に向けて幹部職員等による学校訪問 を継続します。 職員の育成については、年間研修計画に基づき職層研修 等を実施するとともに、目標（業務）管理・人事考課の徹 底により職員個々の能力に応じた育成強化を図ります。
業務内容に応じた適正な職 員配置に努めます	人材確保に向けた準社員（ジョブ型社員）等の新しい職 員層の導入について、国の動向や法人内での処遇方法など 調査・研究を進めます。

② 自主事業の具体化に向けて積極的に検討し、事業拡大を進めます。

実施内容	方法
社会福祉事業団の役割とし て、地域の実情に応じた先駆 的な自主事業等を検討し、事 業拡大を目指します	平成25年度に設置した自主事業推進委員会を中心に、第 二次経営計画に掲げられた各事業や、区が実施計画等で予 定している各事業について、当事業団に相応しい自主事業 等の具体化に向けて調査・検討を進めます。

③ 区による民間特別養護老人ホーム誘致計画に備え、条件整備に取り組みます

実施内容	方法
整備事業者として応募する ことを方針として、施設建設 に必要な自己資金の確保等 の条件整備に取り組みます	区が実施計画で予定している特別養護老人ホーム整備事 業者の公募について、今後区から示される応募条件等に基 づく事業計画を検討し、建設資金の確保や施設運営におけ る採算性の確保等が可能であれば、積極的に参入を図って いきます。

④ 事務事業の効率化を図ります。

実施内容	方法
事務処理や各種業務委託の 効率化を図り、経費の削減を 目指します	様式の統一や処理の簡素化を図り、事務処理の効率化を 進めるとともに、委託契約については仕様書の見直し等を 行い、経費の削減を目指します。 特別養護老人ホームの建物総合管理委託契約について は、業務内容に応じて直接雇用等も検討し、委託の必要性 の有無から見直します。

⑤ 積極的に情報を提供し、十分な説明責任を果たします。

実施内容	方法
・事業計画書・事業報告書、 予算書・決算報告書をわかり やすく開示し、透明性のある 事業運営を行います	・事業計画等については、現在実施しているホームページ 上での開示及び各施設での掲示・閲覧を継続し、事業運営 の透明性を維持します。 ・事業団の広報紙を作成し、地域や関係機関への配布を通 じて法人・施設運営への理解・協力につなげていきます。

2 運営管理

(1) 理事会・評議員会

法人運営における重要事項を決定するため、理事会・評議員会を開催します。

開催時期	予定される主な議案
5月	前年度事業報告及び決算報告
9月～10月	補正予算（第1号）、理事・監事及び評議員の専任
3月	補正予算（第2号）、次年度事業計画及び予算

*必要に応じて臨時に開催します。

(2) 会議

事業運営における重要事項の検討及び目黒区と協議・調整する事項並びに施設間相互の調整など、円滑な事業執行を図るため経営会議及び拡大経営会議を定例で開催します。

また、第二次経営計画に基づき自主事業の具体化を推進するため、自主事業推進委員会を運営していきます。

(3) 人事・給与

採用事務や給与計算は、引き続き事務局において一括して効率的に処理します。

(4) 経理

各施設の会計処理は、引き続き事務局において一括して効率的に処理を行い、会計基準に基づいた拠点区分、サービス区分毎の収支を把握することにより、より効率的・効果的な経費の執行に努めます。

また、会計基準に基づいた、より透明性の高い財務諸表の作成を行います。

3 職員育成・管理

職員育成については、それぞれの階層・経験年数において必要な知識・技能など職務遂行能力の向上を図ります。

また、健康管理及び福祉厚生制度の実施など職員にとって働きやすい環境を整えます。

(1) 職層研修の実施

- ① 新人職員研修
- ② 入社2年目研修
- ③ 中堅職員研修（サービス専門職A・総合職）
- ④ 総合職転換者研修
- ⑤ 中堅職員研修（ステップアップ・フォローアップ）（総合職）
- ⑥ 指導職（2級）研修（昇格時・3年目・5年以上）
- ⑦ 指導職（1級）研修（昇格時・5年以上）

- ⑧ 管理職（2級）研修（昇格時・3年目・5年以上）
- （2）目標管理・人事考課研修
 - ① 考課者研修
 - ② 被考課者研修
- （3）職員の福利厚生・健康診断の実施
 - ① 定期健康診断・婦人科健診・夜勤者健診・腰痛健診

第 10 特別養護老人ホーム

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区立特別養護老人ホーム東が丘	目黒区立特別養護老人ホーム東山	目黒区立特別養護老人ホーム中目黒
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6	目黒区中目黒 5-7-35
利用定員	介護老人福祉施設 100 人 (1371000280)	介護老人福祉施設 130 人 (1371000777)	介護老人福祉施設 44 人 (1371000272)
	短期入所生活介護 10 人 (1371003789)	短期入所生活介護 10 人 (1371003805)	短期入所生活介護 14 人 (1371003813)

(2) 職員体制

職種	東が丘			東山			中目黒		
	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1	1		1
医師		5	5		5	5		3	3
生活相談員	2		2	3		3	1		1
介護支援専門員	(2)		(2)	(3)		(3)	(1)		(1)
介護職員	36	9	45	47	11	58	21	2	23
看護職員	4	1	5	4	2	6	3	1	4
栄養士	1		1	1		1	1		1
機能訓練指導員	1(1)		1(1)	1	1	2	1		1
事務・福祉	2	1	3	2	1	3	1		1
運転手・添乗員		(7)	(7)		(6)	(6)		3	3
用務		1	1		1	1		1	1

* 介護職員及び看護職員については、上表の他にパート職員がありますが、勤務日数等に変動があるため掲載していません。

* () は兼務者数

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) サービス担当者会議を定期的で開催し、施設サービス計画に基づき有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう援助します。
- (2) 人権を尊重し、利用者の立場に立った良質なサービスの提供に努めます。
- (3) 地域と家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (4) 安全確保に留意し事故防止に努めると共に、緊急事態に適切な対応を図ります。
- (5) 個人情報の保護に配慮し、利用者に対する十分な説明及び情報公開に努めます。

3 平成 27 年度の重点的な取り組み

- (1) 推進計画（特別養護老人ホーム共通）

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 利用者の主体性を尊重し、状況に合わせた介護・支援を行います。

実施内容	方法
個人の計画は、利用者ニーズを踏まえて作成し、計画に沿ったサービス・支援を行い、生活の質の向上を図ります	サービス担当者会議は利用者・家族の参加のもと、その意向を反映させて施設サービス計画を作成します。 また、施設サービス計画書の「計画」「実施」「評価」のサイクルの質の向上のため、積極的に外部研修へ参加するとともに、事例検討を含めた施設内研修を実施します。

② 個人情報保護の徹底を図ります

実施内容	方法
利用者が安心して支援を受けることができるように、全職員が個人情報の管理を徹底します	個人情報の保護について「個人情報保護規程」「人権指針」「情報管理マニュアル」を活用して、具体的事例に基づいた研修を実施し、職員全員が個人情報保護を徹底できるようにします。 また、上記内容に関するアンケートの実施、事例集の作成等にも取り組みます。

③ 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます。

実施内容	方法
利用者の人権を守るため、チームによる介護・支援を徹底します	職員が困難に直面した際、タイムリーに相談ができるチームリーダーを育成し、チームケアができる体制を整備します。 また、チームによる問題解決能力を高めるために、問題解決のシミュレーション、事例検討、ロールプレイなど実践に役立つ研修を実施します。

④ 大規模災害対策などリスクマネジメントを推進します

実施内容	方法
感染症の予防対策を徹底し、発生と蔓延を防ぎます	感染予防マニュアルに基づいた研修を実施するとともに、日々のミーティング等の中でも対応を周知徹底します。 また、感染予防チェック表を作成し、さらに職員の意識を高めて感染症発生と蔓延を予防します。
大規模災害時に計画に基づいて行動できるように継続して訓練を実施します	3 施設共同で防災訓練の内容を検討し、様々な状況に対応できるよう地震や火災などの想定訓練を全職員が参加できるように計画的に実施します。 大規模災害発生後も事業を継続するための計画（BCP）を確立し、全職員がそれに沿った行動ができるように訓練の質を高めます。

⑤ 家族や関係機関と施設で支える支援を実践します

実施内容	方法
家族が参加しやすい家族懇	より多くの家族の意見が施設運営に反映されるように、

実施内容	方法
談会にするために、家族の声などを反映して計画的に開催します	家族懇談会の回数、開催する日時、内容、周知方法を工夫し、多くの家族が参加できるようにします。

- ⑥ 地域の区民及び関係機関と施設の協力関係(ネットワーク)を深める仕組みの検討を行います

実施内容	方法
地域の自治会等と連携し、行事や防災訓練等協力関係作りに努めます	地域の自治会との定期的な連絡や地域行事への参加など、地域の一員としてのあり方を発展させます。また、参加や協力要請だけでなく、地域行事への協力、福祉相談会の実施、施設見学会の見直しなど地域に貢献する積極的な活動を進め、地域交流事業を発展させます。

- ⑦ 介護報酬加算項目の拡大を図ります

実施内容	方法
介護報酬の加算に必要な要件を整備し、積極的に加算項目の拡大を図ります	今年度の介護報酬改訂に伴い新たに導入された加算サービスを含め、その加算要件を充たす施設機能の整備・充実に努めます。

- ⑧ 利用者サービスを維持しつつ効果的・効率的な業務改善に取り組みます

実施内容	方法
施設間評価を実施し他施設の優れた取り組みを標準化します	法人内施設相互の施設間評価だけでなく、他法人との交換研修などの取り組みに発展させるよう検討します。

- (2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

- ① 特別養護老人ホーム東が丘

項目	方法
利用者に分かりやすい「サービス計画書」の説明を行い、本人の同意のもとサービスを提供します。	サービス計画作成後は、生活相談員が利用者個々にサービス内容を分かりやすく説明し、本人の同意のもとサービスを提供します。
個々の利用者の立場に立った配慮ある声かけができる職員を育成します。	利用者体験研修・サービスマナー研修を継続し、利用者の気持ちを理解したうえでの声かけ、対応ができるよう指導を行います。

- ② 特別養護老人ホーム東山

項目	方法
認知症の利用者のケアの質を高めます。	東京都の認知症研修修了者からなるサービス向上委員会が中心となって、研修で学んだ知識を職員に広げ、認知症の方が安心して生活できるようサービス内容を見直し改善

項目	方法
	してきます。
良質で効率よいサービスを提供できるよう、職員間の連携とチームケアを推進します。	職員一人ひとりが連携を意識してチームケアを推進できるよう、チームケアのあり方をテーマにした研修を年間を通して行います。

③ 特別養護老人ホーム中目黒

項目	方法
利用者個々のニーズを把握し、それに基づいた個別活動を支援します	利用者及び家族から生活史や生活に関する意向を個々に聞き取り、それに基づいた個人あるいは小グループでの活動（個別外出、趣味活動等）を実施します。

(3) 目標利用率（特別養護老人ホーム共通）

特別養護老人ホームの利用率は、空床利用の短期入所生活介護（ショートステイ）を含む98%とし、目標利用率を達成するため、空床期間の短縮や入院中の利用者のベッドを有効活用して、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者を受け入れます。

短期入所生活介護事業の利用率は100%を目標とします。

4 サービス内容

特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）の介護サービスは一部を除いて同様に提供します。

(1) 入所前の事前説明

新規入所者に対して、サービス内容やサービス提供体制等の情報提供と契約書や重要事項説明書の内容を理解したうえで入所して頂けるように事前に説明を行います。

(2) 施設サービス計画・(介護予防) 短期入所生活介護計画（以下「サービス計画」）の立案

サービス計画は自立支援と生活の質の向上を目的とし、利用者及び家族の意向、要望を可能な限り反映させて作成します。

(3) 介護

介護にあたっては同性介助に努めるなど人権に配慮し、利用者個々のサービス計画に沿って入浴・排泄・食事など必要な介助を行います。また、自立支援の観点から、出来ることは自力で行えるよう支援し、残存能力の維持向上を図ります。

① 入浴の介護

入浴は、利用者の健康状態に応じて週2回以上行います。入浴できない方には清拭（せいしき）を行います。

② 排泄の介護

一人ひとりの心身の状態に応じて、自立に必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない場合は、個人の状況に応じた適切な方法により適時援助を行います。

③ 食事の介護

利用者の嚥下機能や心身状態に応じて、安全に自立して食事が出来る様に援助します。食事は、常食のほか、利用者の咀嚼・嚥下機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせ

た食形態で提供します。

四季折々の行事食や、メニューを選べる選択食を提供します。

(4) 栄養ケアマネジメント

管理栄養士が、医師をはじめ他の専門職と共同して、各利用者の栄養状態を把握し、一人ひとりの摂食・嚥下機能に合わせた栄養ケア計画を作成し、栄養状態の維持・改善に努めます。また、医師の指示により療養食にも対応します。

(5) 健康管理

① 嘱託内科医師、嘱託精神科医師及び看護師が、日常の心身の健康管理を行い、必要に応じて健康保持のための適切な手当、援助を行います。

② 年1回定期健康診断を行います。

③ 施設内感染予防のために予防接種、感染症予防対策を実施します。

④ 夜間看護師や遅番看護師を配置して、医療的ケアの必要な利用者が安心して介護を受けられるようにします。

⑤ 下記の病院に協力を依頼し、利用者の緊急対応の便宜を図っています。

厚生中央病院	東京共済病院	日扇会第一病院	碑文谷病院
本田病院	三宿病院	目黒病院	

*短期入所生活介護（ショートステイ）利用者は別途の対応になります。

(6) 口腔ケアマネジメント

歯科医師や歯科衛生士の指導助言を受け、利用者一人ひとりの口腔ケア計画を作成し、口腔内の機能維持を図ります。

(7) 看取りケア

利用者及び家族の要望があり、主治医が看取りの時期であると判断した場合に看取りケアを実施します。

実施の際には「看取りケア指針」に基づき、利用者及び家族の意向を反映した看取りケア計画を作成し、それに沿って「その人らしい尊厳ある看取り」を実施します。

(8) 機能訓練

日常生活に必要な心身の機能の改善・維持のために、機能訓練指導員が利用者の心身状況及び意向を踏まえた個別機能訓練計画を作成し、他の専門職と共同して計画的に機能訓練を行います。

(9) レクリエーション等

① 行事・クラブ活動・趣味活動などは、利用者の希望や自主性を尊重し、家族やボランティアの協力を得ながら計画的に実施します。

② 施設内で楽しみ、くつろげる場を提供するため、ボランティアなどによるホーム喫茶を実施します。

③ 利用者が年々重度化しているため、なるべく全員が参加できるレクリエーションなどを行うよう工夫していきます。

(10) 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境などを的確に把握するように努め、利用者及び家族に対し介護や、日常生活に関する様々な相談に応じ、必要な援助を行います。

(11) 利用者・家族の声を反映

利用者集会及び家族懇談会等を定期的に開催し、意見・要望を直接聞く機会を設けます。また、利用者及び家族を対象とした満足度調査（アンケート）を年1回実施し、サービスの向上に活かします。

	東が丘	東山	中目黒
家族懇談会	年2回	年2回	年2回
ミニ家族懇談会	年3回	年3回	
利用者集会	毎月	毎月	毎月
利用者懇談会		年4回	
満足度調査	年1回	年1回	年1回

5 活動予定表

(1) 日課表

時間	特別養護老人ホーム共通
6:30～	起床、着替え、洗面
7:45～	朝食、口腔ケア
9:30～	朝の会、入浴
10:00～	レクリエーション、クラブ活動、お茶等
12:00～	昼食、口腔ケア
14:00～	入浴、レクリエーション、クラブ活動
15:00～	お茶等、おやつ（週3回）
18:00～	夕食
19:00～	口腔ケア、着替え、就寝
20:00～	お茶等、服薬
21:00～	消灯
22:00～	消灯(東山ホーム)

* 上記の日課表の他、排泄介助は定時と随時（個別に合わせた時間）で行います。また、体位変換は2～3時間ごとで行います。

(2) クラブ活動

東が丘	東山	中目黒
書道クラブ	書道クラブ	書道クラブ
陶芸クラブ	コーラスクラブ	陶芸クラブ
コーラスクラブ	フラワーアレンジメント	コーラスクラブ
バック手芸クラブ	レクリエーション	朗読クラブ
ハーモニカクラブ	手工芸クラブ	音楽クラブ
	折り紙クラブ	手話ダンス

(3) 年間行事予定

月	東が丘	東山	中目黒	行事食（共通）

月	東が丘	東山	中目黒	行事食（共通）
4		お花見	お花見	
5	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句 菖蒲湯 風船バレーボール	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句膳
6		ホットケーキ作り	おやつ作り 花の日訪問（中学生との交流）	
7	七夕交流会（幼稚園） お盆供養 花火大会	七夕 お盆供養	七夕交流会（保育園） お盆供養 御霊祭り外出（祐天寺）	七夕メニュー 土用丑の日
8	夏祭り	夏祭り	花火を楽しむ会	夏祭りメニュー
9	敬老週間 幼稚園交流会	敬老会	夏祭り・敬老会 保育園交流会	敬老祝い膳
10	スイートポテト作り	貝塚まつり外出 お好み焼き作り	ホームレストラン	
11	運動会	お芋を食べる会 風船バレーボール	演奏会 おやつ作り	
12	望年会 柚子湯 ケーキバイキング	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯	望年会メニュー 年越しそば
1	新年会 獅子舞鑑賞会 寿司バイキング	正月お楽しみ会 獅子舞鑑賞会 初詣 お汁粉を食べる会	正月（新年会） 初詣	おせち料理 七草粥
2	節分豆まき おはぎ作り	節分豆まき お好み焼き作り	節分豆まき（保育園交流会）	福内膳
3	桃の節句	桃の節句 寿司バイキング	桃の節句 ホームレストラン	桃の節句膳

（４）月間行事予定

	東が丘	東山	中目黒
活動内容	ホーム喫茶	ホーム喫茶	ホーム喫茶
	映画鑑賞会	コーヒー喫茶	保育園児誕生祝い訪問
	幼稚園児訪問	映画鑑賞会	個別・グループ活動の日（散歩・外出・レク等） *毎週水曜日中心
	コーヒーを楽しむ会	保育園児訪問	
		二胡・三線演奏会	
		演芸等鑑賞会	
		グループ外出	
		ハンドマッサージ	
	ハーブセラピー		

	東が丘	東山	中目黒
		ドッグセラピー	

6 緊急ショートステイ

介護者の急な疾病などに対応するため、緊急ショートステイ 1 床を特別養護老人ホーム東山に確保しています。

7 緊急一時保護

在宅の高齢者がその家庭で介護などを受けられず、目黒区長が緊急に保護する必要があると認めた場合、目黒区からの要請により、その高齢者を一時的に受け入れます。

8 地域との連携

(1) ボランティア

① ボランティアの受け入れ

話し相手や清掃等の生活支援、クラブ活動支援、技術支援、定例行事支援、行事支援のボランティアを積極的に受け入れます。

② ボランティア懇談会

継続して活動できるように、ボランティアの意見・要望を取り入れるとともに、ボランティア同士の交流の場とします。

③ ボランティア講習会

地域や施設で活動できるボランティアを育成するために、未経験者にも参加を呼びかけ、ボランティア講習会を開催します。

(2) 地域（社会）貢献事業

地域との連携を深めると共に、特別養護老人ホームの特徴を生かし、地域に必要とされ、地域に貢献できる施設運営を行います。

① 家族介護教室

在宅で高齢者を介護する家族、援助者及び介護技術や知識の習得を希望される方などを対象に、家族介護教室を開催します。また、高齢者の健康を支え、在宅での生活が継続できるように、食事や栄養、健康管理についての知識を習得していただけるような講習を行います。

② 目黒区の「目黒シニアいきいきポイント」事業のサポーターに施設ボランティアとしての活動の場を提供します。

③ 実習・職場体験の場の提供

介護福祉士、社会福祉士、初任者研修等の資格取得の実習や小・中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、教員免許取得のための介護等体験、目黒区の生活保護受給者を対象とした社会体験などを積極的に受け入れます。

④ 施設見学会の実施

11 月 11 日介護の日に、多くの区民の方に目黒区の特別養護老人ホームを知っていただくために、施設見学会を実施します。

⑤ 車椅子貸出事業

施設の資源を地域で活用できるように、施設の車椅子を無料で貸出します。(原則として1回1週間の貸出)

⑥ 講師派遣

各施設には、福祉・医療の専門職員が従事しており、地域で開催される講座など社会の要請に応じた講師派遣の依頼に積極的に取り組みます。

⑦ 機能訓練室貸出支援事業

特別養護老人ホーム東が丘では、筋力向上トレーニングなどを希望する「足腰しっかりトレーニング教室」修了者を対象に、機能訓練室の貸し出しを行います。

第 11 高齢者在宅サービスセンター

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区立東が丘高齢者 在宅サービスセンター	目黒区立東山高齢者 在宅サービスセンター
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
利用定員	通所介護・介護予防通所介護 24 人 (1371003755 号) 認知症対応型通所介護・介護予防認知 症対応型通所介護 12 人 (1391000229)	通所介護・介護予防通所介護 24 人 (1371003797 号) 認知症対応型通所介護・介護予防認知 症対応型通所介護 12 人 (1391000237)

(2) 職員体制

職種	東が丘						東山					
	通所介護			認知症対応型 通所介護			通所介護			認知症対応型 通所介護		
	正 規	契 約	計	正 規	契 約	計	正 規	契 約	計	正 規	契 約	計
管理者	1		1	1		1	1		1	1		1
生活相談員	1		1	1		1	1		1	1		1
介護職員	1	4	5	1	3	4	1	4	5	1	3	4
看護職員		1	1		1	1		1	1		1	1
機能訓練指導員		(1)	(1)		(1)	(1)		(1)	(1)		(1)	(1)
栄養士	(1)		(1)	(1)		(1)	(1)		(1)	(1)		(1)
運転手・添乗員		7	7		(7)	(7)		6	6		(6)	(6)

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時
休業日	日曜日・祝日・年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 通所サービス計画に基づき、有する能力に応じて自立した在宅生活を送れるよう援助します。
- (2) 人権を尊重し、利用者の立場に立った良質なサービスの提供に努めます。
- (3) 地域と家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (4) サービス提供にあたっては安全確保に留意し事故防止に努めると共に、緊急事態に適切な対応を図ります。
- (5) 個人情報の保護に配慮し、利用者に対する十分な説明及び情報公開に努めます。

3 平成 27 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画 (高齢者在宅サービスセンター共通)

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 個人情報保護の徹底を図ります

実施内容	方法
利用者が安心して支援を受けられることができるように、全職員が個人情報の管理を徹底します	個人情報の保護について、管理者が個人情報保護規程、人権指針、情報管理マニュアルを使って具体的事例に基づいて研修を実施し、職員全員が個人情報保護を徹底できるようにします。

② 大規模災害対策などリスクマネジメントを推進します

実施内容	方法
感染症の予防対策を徹底し、発生と蔓延を防ぎます	感染予防マニュアルに基づいた研修と毎日のミーティングで対応を周知することにより、職員の意識を高めて感染症発生と蔓延を予防します。

③ 家族や関係機関と施設で支える支援を実施します

実施内容	方法
家族が参加しやすい家族懇談会にするために、家族の声などを反映して計画的に開催します	家族懇談会の場を活用して、在宅介護に役立つ講習を実施します。

④ サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方法
新規採用・異動職員へのOJTを計画的・集中的に実施し、職員異動によるサービスの低下を防ぎます	新人職員の育成は、中堅職員や指導職員が育成計画から評価まで自立的、中心的に実施できるように、管理者が指導者研修を実施します。

⑤ 福祉人材の養成・福祉教育を実践します

実施内容	方法
小中高校と連携を図り、福祉教育として活用が図られるように努めます	地域貢献担当を決め、小中学校などの福祉体験や大学生の介護等体験、また障害者の就業実習などを積極的に受け入れます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 東が丘高齢者在宅サービスセンター

項目	方法
施設スペースを有効に活用します。	中庭や畳等のスペースを有効に活用して利用者に喜ばれる活動や環境を整備します。
個別ニーズに対応したプログラムを提供します。	①利用者がやりたい事をアンケート又は聞き取りをして個別ニーズに沿ったプログラムを提供します。 ②認知症の方への個別ケア知識・技術向上のため、外部・内部研修の充実を図ります。 ③サービス担当者会にて訓練等のニーズを本人・家族に聞き、通所介護・機能訓練計画に適時取り入れて在宅生活

	の支援をします。
--	----------

② 東山高齢者在宅サービスセンター

項目	方法
利用者の生活に役立つサービスを考え提供します。	①在宅生活を踏まえて、利用者の機能維持を図り、楽しめる活動を提供します。 ②プログラム検討会を定期的に行い、活動内容の検討・立案・見直しを行います。
認知症ケアの向上に取り組めます。	①外部研修の参加、施設内ではコミュニケーション技術の研修を実施するなど、認知症ケアの技術向上に努めます。 ②利用者状況を毎日センター方式に記入し、利用者の理解を深め、通所介護計画に具体的な内容を盛り込みます。 ③家族交流会を定期的に行い、家族同士・施設と家族の交流の機会を設けます。

(3) 目標利用率（センター共通）

通所介護・介護予防通所介護では80%を、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護70%以上（東山は65%）の利用率を目標とし、さらなる利用率の向上に努めます。

4 サービス内容

(1) 通所介護・介護予防通所介護サービス

居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及び希望を踏まえて通所介護・介護予防計画を作成し、サービスを提供します。

心身機能の改善や環境調整などを通じて、利用者の自立の可能性を最大限に引き出し、一人ひとりの高齢者ができる限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(2) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護サービス

認知症の方が、センターに集う人との交流を通して、安心して生き生きと楽しい時間を過ごすことができるよう、かつ家族の介護負担を軽減できるように、個別のニーズに認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画を作成します。

(3) 介護サービス

介護にあたっては人権に配慮し、通所介護計画に沿って入浴・排泄・食事など必要な介助を行います。

① 入浴サービス

入浴はプライバシーに十分配慮し、利用者の身体状況や健康状態に留意して行います。

② 食事サービス

食事は常食のほか、利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。なお、アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。

③ 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。利用者の希望により身体状況にあった個別機能訓練を実施します。

- ④ 送迎サービス
各施設の送迎車により、添乗員が同乗し自宅玄関まで送迎します。
- ⑤ アクティビティサービス
レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送れるように支援します。さらに、作業活動を通じて日常生活動作の自立度の向上及び維持を図り、その成果が自宅でも活かせるよう援助します。
また、音楽療法などを取り入れ、利用者の交流や全身運動を促進し、利用者の心と体に働きかけ、意欲の向上を目指します。
- ⑥ 生活相談
利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるように、居宅事業所の担当の介護支援専門員と連携し、介護・健康・栄養などについて積極的に相談に応じ、適切に助言していきます。
- ⑦ 健康状態の確認
施設への来所時、脈拍・血圧・体温などのチェック及び全身の観察を行い、入浴時や活動中も健康状態に留意します。
- ⑧ 家族との連携の充実
家族懇談会や活動見学会を開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。また、連絡ノートなどを活用し利用者の状況変化等の共有化を図ります。

5 活動予定表

(1) 年間行事予定

月	東が丘	東が丘認知	東山	東山認知
4	お花見	お花見	お花見	お花見
5	菖蒲湯 小外出	菖蒲湯	菖蒲湯	菖蒲湯
6	おやつ作り 家族懇談会 講座	家族懇談会 講座	おやつ作り 家族懇談会	おやつ作り 家族懇談会
7	七夕会	七夕会	七夕会	七夕会
8	夏祭り	夏祭り	夏祭り	夏祭り
9	敬老会	敬老会	敬老会	敬老会
10	運動会 焼き芋 活動見学会	運動会 焼き芋	小外出	小外出
11	小外出 おやつ作り	活動見学会	活動見学会 運動会	活動見学会 運動会
12	望年会 柚子湯 お寿司の日	望年会 柚子湯 お寿司の日	望年会 柚子湯 おやつ作り	望年会 柚子湯 おやつ作り
1	新年会	新年会 初詣	鏡開き	鏡開き

月	東が丘	東が丘認知	東山	東山認知
2	節分	節分	節分（茶話会）	節分（茶話会）
3	ひな祭り 家族懇談会 講座	ひな祭り 家族懇談会 講座	ひな祭り （茶話会） 家族懇談会	ひな祭り （茶話会） 家族懇談会

(2) 月間行事予定

	東が丘	東が丘認知	東山	東山認知
活動 内容	誕生会		誕生会	
	近隣保育園・小学校と交流会		近隣保育園・小学校と交流会	
	手話ダンス（月1回）		手話ダンス（年6回）	
	音楽療法（リムクラブ月3回）		ピアノ演奏（年6回）	
	音楽療法（ミュージックケア月1回）		和太鼓演奏（年6回）	
	和太鼓演奏等(年2回)		動物ボランティア	
	コーラス（月1回）		バイオリン・フルート演奏	
	ハーモニカ演奏（月1回）		コーラス	
	クラシックコンサート（年2回）		映画会	
			書道	
			ハーモニカ演奏	
			オカリナ演奏と朗読	
			フラダンス	
			フラワーアレンジメント（年4回）	
		ヨガ体操		
		囲碁・麻雀	近隣散歩	

6 地域貢献事業

施設の特徴を生かし、地域の方々に必要とされる、地域に開かれた施設サービスを提供します。

(1) 職場体験の場の提供

中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、社会福祉士、介護福祉士、看護師などの専門学校や教員免許取得のための介護等体験などを積極的に受け入れます。

(2) 施設見学会の実施

11月11日の介護の日に、多くの区民の方に目黒区の特別養護老人ホームを知っていただくために、施設見学会を実施します。

(3) ボランティア講習会

地域や施設で活動できるボランティアを育成するために、ボランティア講習会を実施します。

第12 心身障害者センターあいアイ館

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区心身障害者センターあいアイ館
所 在 地	目黒区八雲 1-1-8
施設の種類	身体障害者福祉センター（B型）
事業の種類	生活介護（1311000655） 地域活動支援センター 短期入所（1311000036） 特定相談支援（1331000990） 身体障害者福祉センター（B型）事業
利用定員	・生活介護 21人 ・中途障害者デイサービス 20人 ・機能訓練 20人 ・短期入所 2人

(2) 職員体制

職種	資格等	業務内容	正規	契約	計
管理者		業務・職員管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
事務		事務		1	1
相談支援専門員	相談支援専門員	サービス利用計画 の作成	2		2
相談支援員		相談・調整	2		2
医師	医師	健康管理指導・相談		1	1
保健師・看護師	保健師・看護師	健康管理・相談	3	1	4
理学療法士又は 作業療法士	理学療法士・作業療 法士	機能訓練	2	2	4
言語聴覚士	言語聴覚士	言語機能訓練・支援		1	1
心理		心理相談・支援		1	1
生活支援員		支援サービス	14	4	18
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	1		1
用務		用務		1	1

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者主体のサービスを提供します。
- (2) 障害を超えてお互いに支えあい、協力しあえる支援を行います。

3 平成27年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 地域の区民及び関係機関と施設の協力関係（ネットワーク）を深める仕組みの検討を行います。

実施内容	方法
区と連携し指定特定相談支援事業を実施します（継続）	相談者の拡大と増加を踏まえて、区と連携して相談支援体制の充実を図ります。また、研修会等の参加や関係機関との連携を図り、相談支援技術の向上に取り組みます。

- ② 医療的ケアの充実を図ります。

実施内容	方法
医療的ケアの実施状況や課題について区と情報共有し、利用しやすい医療的ケアの実施に努めます。	区の要綱や施設の要領に沿って、安定的に利用しやすい医療的ケアの実施に努めます。

- ③ サービス継続のための職員の知識や技術の水準維持を図ります。

実施内容	方法
障害施設職員としての専門性をより高めていけるよう職員育成を図ります。	障害福祉に関連する施策や障害者支援に対する知識や技術を高められるよう、外部研修への計画的な参加と職場内研修の充実化に取り組みます。

- (2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
利用者本位の支援に役立つ職員の記録力のレベルアップを図ります。	必要な情報を記録する技術や視点について係内研修を計画的に行い、記録力のレベルアップを図ります。

4 サービス内容

- (1) 障害者総合支援法に基づく事業

- ① 特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用に際して、自立支援給付費の支給決定に必要となるサービス等利用計画書を作成します。また、障害をお持ちの方の総合的な相談に応じます。

- 1) 計画相談支援

- a. サービス利用支援
- b. 継続サービス利用支援

- 2) 基本相談支援

- a. 医学的相談（リハビリテーション科）
- b. 福祉機器相談
- c. その他総合的な相談

- ② 短期入所事業

心身に障害があり、保護者の緊急な事情などで一時的に保護が必要なときや自立のための生活体験を希望するとき、宿泊を伴う介助・支援を行います。

- ③ 生活介護事業

重度の肢体不自由で、かつ重度の知的障害がある方に対し、集団活動の場を提供し、日常生活支援、社会参加活動、レクリエーション、機能訓練、健康管理などを行います。また、医療的ケアを必要とする方に対し、医療職の専門性と連携の強化を図り対応するとともに、利用者状況の多様化や重度化に対する安定的なサービス提供に努めます。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。なお、緊急時・必要時には利用者の利用時間外受け入れを行います。

- 1) ぶらたなすグループ (週 5 回)
- 2) けやきグループ (週 5 回)

④ 中途障害者デイサービス事業

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、機能維持のための集団体操や趣味・生きがい活動などの場を提供します。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。

- 1) なのはなグループ (月・水・金/週 3 回)
- 2) こすもすグループ (火・木/週 2 回)

⑤ 機能訓練事業

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、グループ活動の場を提供し、理学療法士・作業療法士などの専門職が、体操や外出活動などを実施します。また、グループ活動を通し、仲間づくりや情報交換を行うことで、地域で生活していく上での悩みや不安などに対し、共に取り組み、解決できるようサポートします。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

なお、必要に応じて各コースの利用待機者や卒業者を対象に、試行事業として「フォローアップ事業」を実施します。

- 1) Aコース (月・水・金/週 3 回)
- 2) Bコース (火・木/週 2 回)

⑥ 施設入浴サービス事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、施設において機械浴槽または一般浴槽による入浴を行います。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

- 1) 機械入浴 (仰臥位タイプ浴槽、座位タイプ浴槽)
- 2) 介助入浴

⑦ 巡回入浴サービス

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、自宅において巡回入浴車による入浴を行います。

(2) その他の法令に基づく事業

① 訪問食事サービス事業

心身に障害があり、一人暮らし等で調理が困難な方に自宅まで昼食 (お弁当) を配達します。

② 福祉機器サービス事業

日常生活に必要な各種の福祉機器を展示し、情報提供、相談等に応じます。

③ 心身障害者に関する啓発

心身障害者理解のための講座を開催します。

また、失語症や構音障害など言語による意思疎通に障害を持つ方に対して、言語機能訓練講座「(仮称)ことばの教室」を試行します。

④ 心身障害者団体が活動を行う場の提供

団体交流室を開放し、心身障害者団体の活動を支援します。

⑤ 会議室等の利用

会議室、視聴覚室、言語訓練室及び文化事業室の一般貸出しを行います。

5 運営管理

(1) 安全対策

① 事故防止と事故発生時の緊急対応

事故やヒヤリハットの事例の検証を随時行い、事故の再発防止及び発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。また、安全対策委員会を通じて事故記録の分析を行い、研修会を実施します。

② 防災対策

めぐろ区民キャンパス自衛消防合同総合訓練を年2回実施するほか、通所サービスの事業ごとに避難経路確認等の防災対策を行います。

(2) 利用者・家族の声を反映

家族懇談会、サービス向上委員会などで意見交換を行うとともに、利用者アンケートを活用してニーズの把握に努めます。このほか、日常から利用者ご本人の意思表示を適切に受け止め、また日々の連絡を密にして相談等に応じていきます。

(3) 地域との交流

あいアイまつり、福祉機器体験など各種イベントを通じて、地域交流を推進します。

6 活動予定

(1) 生活介護事業

月	主 な 行 事	主 な 活 動
4	歓迎会、1日外出、お花見 家族懇談会、避難経路確認	身体機能・感覚機能に働きかける活動、プール、マット体操、レクリエーション、散歩、作業等
5	鯉のぼり会、1日外出、市民コンサート鑑賞	
6	1日外出、健康診断	
7	七夕会、1日外出 家族懇談会、サービス向上検討会	
8	あいアイまつり	
9	宿泊体験、総合防災訓練	
10	1日外出	
11	11 施設交流会	
12	クリスマス会、1日外出、家族懇談会	
1	初詣、1日外出、新年会・成人を祝う会	

月	主 な 行 事	主 な 活 動
2	節分会、1日外出、サービス向上検討会 総合防災訓練	
3	終了式、ひなまつり会、家族懇談会	

* 看護師による日々の健康管理・毎月2回の嘱託医の回診があります。

(2) 中途障害者デイサービス事業

月	行 事	活 動
4	オリエンテーション、避難経路確認	<なのはなグループ> 集団体操、頭の体操、口の体操、 レクリエーション、ことばの練習、 クラブ活動、創作活動、調理、 映画会、歌、キャンパス内散歩、 半日外出、オリジナル作品作り <こすもすグループ> 集団体操、グループ体操、 頭の体操、言葉の練習 レクリエーション、趣味活動 映画会、半日外出
5	1日外出、食事会 市民コンサート鑑賞	
6	1日外出、食事会	
7	七夕交流会(なのはなグループ) 1日外出・散歩、すいか割り 避難経路確認	
8	あいアイまつり	
9	1日外出、総合防災訓練	
10	1日外出、避難経路確認	
11	1日外出	
12	クリスマス会、1日外出 活動体験見学会	
1	1日外出、書き初め、避難経路確認	
2	節分会(なのはなグループ) 総合防災訓練、サービス向上検討会	
3	1日外出、修了会	

* 総合防災訓練は、実施日により、なのはなグループまたはこすもすグループの実施となります。

(3) 機能訓練事業

月	行 事	活 動
4	避難経路確認 (新規利用者のみ)	<Aコース> ・体操 (マット体操、椅子体操) ・創作活動 ・外出活動
5	外出	
6	終了式	
7	避難経路確認 (新規利用者のみ)、外出	
8	あいアイまつり(Aコース)	<Bコース> ・体操 (マット体操、椅子体操、 立位の体操) ・外出活動
9	終了式、総合防災訓練	
10	避難経路確認 (新規利用者のみ)	
11	外出	
12	終了式	

月	行事	活動
1	避難経路確認（新規利用者のみ） サービス向上検討会	・体力測定（4、10月）
2	外出、総合防災訓練	
3	終了式	

* 総合防災訓練は、実施日より A コースまたは B コースの実施となります。

* 外出は、状況により日程が変更になることがあります。

第 13 かみよん工房

1 施設の概要

(1) 施設

施設の名称	目黒区立かみよん工房
所在地	目黒区上目黒 4-1-26
事業の種類	就労継続支援 (B 型) (1311000606)
利用定員	40 人

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		業務・職員管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
生活支援員		支援サービス	7	1	8
パン製造技術専門員		パン製造開発		1	1
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導		1	1

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
休業日	土・日・祝日・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者が楽しく、自らのもつ力を伸ばせる支援を行います。
- (2) 一人ひとりの障害状況に応じた支援を行います。

3 平成 27 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 工賃増額へ取り組みます。(継続)

実施内容	方法
受注能力の向上と受注量の向上を図ります	受注先企業との連携を密にし、受注量の拡大を図るとともに、利用者のできる作業を増やす工夫をします。
自主生産量の拡大と販路拡大にバランス良く取り組みます	教育・福祉施設等の給食や地域イベントの大量注文など新たな販路拡大に取り組むとともに、玄関店舗販売の充実を図ります。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
----	----

項目	方法
生活就労プログラムの充実を図ります。	利用者の多様な経験や社会性、生活スキルの向上を目的に活動内容を再構築し、プログラムの充実を図ります。
職員の資質向上に取り組みます。	職場内研修を定期的実施するとともに、外部の専門研修にも積極的に派遣することにより、職員の資質の向上を図ります。

4 サービス内容

作業支援、生活支援及び就労支援を通して、利用者の高齢化・重度化など一人ひとりの状況の変化に応じた社会参加や就労の促進に向け、自立した生活への支援を行います。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成し、支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、技能を身につけ就労への意欲を高めます。

- ① 食品部 菓子製造業（製パン・製菓）と販売
- ② 企業部 近隣企業からの受注作業
- ③ 開発部 目黒区からの公園清掃作業の受託及び一般企業の植栽管理

(3) 就労支援

利用者それぞれの障害状況や基礎体力に配慮しつつ、適切な作業種の把握と作業能力の向上や就労に向けて、活動目標を明確にした適切なプログラムを策定し実施します。

また、目黒障害者就労支援センターやハローワーク等と連携して、企業実習や就労活動を推進します。

(4) 生活支援

利用者それぞれの能力や障害の特性に配慮しつつ、日常の生活習慣の確立に向け、活動目標を明確にした適切なプログラムを実施します。実施にあたっては、利用者自身による企画・進行など主体性を大切にします。

(5) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実に向けた適切なプログラムを実施します。

(6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

(7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。（年2回）
- ② 嘱託医によるカウンセリングを実施します。（月1回）
- ③ 体重測定を実施します。（年4回）
- ④ 栄養士による栄養相談を実施します。（月1回）

5 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハットの事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。また、消防計画に基づき、年4回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年5回開催します。

また、利用者、家族、施設の代表者が集まり、サービスの質の向上を目的にサービス向上検討委員会を年3回開催します。

(3) 地域との交流

パン店舗経営や地元企業などからの軽作業受注、清掃作業受託のほか、町内会行事や住区まつり、中目黒夏まつりなどの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

6 活動予定

月	行事等	その他
4		家族懇談会、防災訓練
5		家族懇談会
6	かみよんまつり 調理実習 (C班①)	家族懇談会、防災訓練
7	一日外出 (C班①)、調理実習 (A班①、 B班①)	健康診断、サービス向上検討委員会
8	調理実習 (C班②)	
9	一日外出 (A班①)	家族懇談会
10	宿泊体験 調理実習 (B班②)、一日外出 (B班①)	
11	11施設交流会 一日外出 (A班②、B班②)	サービス向上検討委員会
12	調理実習 (A班②)	防災訓練
1	新年会 調理実習 (B班③、C班③)	健康診断
2	一日外出 (C班②)	防災訓練、健康診断、サービス向上検討 委員会
3	調理実習 (A班③)、一日外出 (B班②)	家族懇談会
随 時	ミュージッククラブ外出 (年4回) ハッスルクラブ外出 (年4回) 読書創作クラブ外出 (年3回)	

第14 大橋えのき園

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立大橋えのき園
-----	------------

所在地	目黒区大橋 2-19-38
事業の種類	生活介護 (1311000614)
利用定員	57 人

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		業務・職員管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成管理	1		1
生活支援員		支援サービス	13	5	18
栄養士	(管理)栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導		1	1
看護師	(准)看護師	健康管理		1	1
作業療法士	作業療法士	機能訓練等		(1)	(1)

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 3 時 30 分
休業日	土・日・祝日・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者や家族が安心して利用できる施設とします。
- (2) 利用者に豊かな生活の場を提供します。
- (3) 利用者の個性とニーズを尊重した社会生活の場を提供します。

3 平成 27 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、以下の項目に取り組みます。

- ① 地域の区民及び関係機関と施設の協力関係（ネットワーク）を深める仕組みの検討を行います。

実施内容	方法
講演会・講習会・イベントなどの地域の方が参加しやすい行事等を実施し、開かれた施設運営に努めます（継続）	町会のイベント、近隣学校等との交流、自立支援協議会などを通じて関係者と連携強化の機会を設け、積極的な交流を図りながらサービスの質の向上を図ります。（継続）

- ② 利用者の主体性を尊重し、状況に合わせた介護・支援を行います。

実施内容	方法
一人ひとりの障害特性を理解し、その人らしさを大切にされた支援を行います（継続）	高齢化など支援度の変化に合わせて柔軟なプログラムを実施し、多様化したニーズに応えます。また、知的障害者支援に対する専門性を高めるため、東京都社会福祉協議会の委員会に参加し、都内他事業所と連携して研修体系を構築し取り組みます。（継続）

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
生活介護事業所として作業・活動内容の調査研究を行います	他事業所の作業内容などの調査を行い、ニーズに合ったプログラムを検討します。
利用者の人権を尊重したサービスを提供できるよう、人権意識の高い職員を育成します	虐待防止委員会等で人権や虐待防止に関する支援の確認等を行い、職員会議等で職員の人権意識の向上に努めます。

4 サービス内容

(1) サービス提供計画

利用者及び家族などとの面談をとおして、本人状況及び要望等を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで個別支援計画を作成します。

(2) プログラム内容

利用者に対して、個別支援計画に沿った支援内容及びその他、障害者総合支援法及び知的障害者福祉法に定める必要な支援を提供します。

また、施設のサービス体系に見合う一時金支給を継続していきます。

① 作業活動支援

利用者個々の特性に応じた能力発揮の場、かつ、生活習慣作りの時間とします。

- 1) 陶芸（お皿・箸置き作りなど）
- 2) 紙漉き（リサイクルはがき作り・ポチ袋・うちわ・牛乳パック回収）
- 3) 軽作業（キャンドル作り・アイロンビーズ）
- 4) 地域の商店での作業（野菜の袋詰め、陳列等）

② グループ別活動支援

利用者の特性に応じたグループで、活動目標を明確にした適切なプログラムを実施します。また、各種の活動を通して地域との交流を深め、利用者の社会参加の促進に努めます。

(3) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。

- ① 食事 ② 排泄 ③ 更衣 ④ 移動 ⑤ その他

(4) 給食サービス

栄養基準量を基本としてメニューを作成し、毎日の給食提供を行います。また、通常メニューのほかに、下記の特別メニューを提供します。

- ① 選択メニュー
- ② 行事メニュー
- ③ 特別給食

(5) 健康管理

- ① 嘱託医による健康相談を実施します。(月 1 回)
 - ② 体重測定を実施します。(月 1 回)
 - ③ 保健所や嘱託医による健康診断を実施します。(年 2 回)
 - ④ 歯科衛生士と連携して、口腔衛生の援助をします。
 - ⑤ 栄養士による栄養相談を実施します。(随時希望制)
 - ⑥ 服薬が必要な利用者に対して、薬の管理及び服用の援助を行います。
- (6) 生活相談等
 利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。
- (7) 送迎サービス
 利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。
- (8) 利用時間外受け入れ
 緊急時・必要時について、利用者の利用時間外の受け入れを行います。

5 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して事例の検証を行い、事故、感染症防止・予防について検討し、安全な施設運営を目指して基本事項を徹底します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

家族懇談会、サービス向上委員会などで意見交換を行うとともに、利用者アンケートを活用してニーズの把握に努めます。このほか、日常から利用者ご本人の表出を適切に受け止め、また日々の連絡を密にして相談等に応じていきます。

(3) 地域との交流

近隣保育園及び中・高校等との交流及び地域行事への参加をします。また、他施設との交流、町会・商店街との交流にて社会性の支援をします。

(4) ワークショップ

利用者・家族等、事業者、その他関係者などの集いの機会を設け、情報交換及び実践報告の場としてワークショップを開催します。

6 年間行事予定

下記の各行事を実施することで、利用者の社会参加と社会経験の拡大へとつなげます。

月	行事予定	その他
4	お花見	家族会、サービス向上検討会、防災訓練
5	春のウォーキング	
6	一日外出	
7	一日外出	防災訓練、見学会、家族会
8		
9	宿泊体験	家族会、サービス向上検討会、防災訓練

月	行 事 予 定	そ の 他
10	えのき祭	家族会
11	11 施設交流会、一日外出	ワークショップ
12	一日外出	防災訓練
1	餅つき大会、成人式	家族会、試食会
2	節分会、一日外出	
3		家族会、サービス向上検討会

第 15 みどりハイム

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区みどりハイム
施設の種類	母子生活支援施設
利用定員	20 世帯 60 人（緊急一時保護 1 世帯）

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	社会福祉士等	統括、業務・職員管理	1		1
母子支援員	保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等	母子の生活、就労、養育支援	3		3
少年指導員		児童の生活、学習支援	4		4
心理療法担当職員	臨床心理士等	心理相談、支援	1		1
医師	医師	利用者の健康管理		1	1

* 母子支援員または少年指導員のうち 1 名を個別対応職員とします。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 人権に配慮し、本人意思を尊重した支援を行います。
- (2) 施設としてできる支援を利用者と十分協議しながらすすめます。
- (3) 十分な信頼関係を築くため、話しやすい環境、雰囲気作りを行います。

3 平成 27 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 利用者の主体性を尊重し、状況に合わせた支援を行います。

実施内容	方 法
個別の計画は、利用者ニーズを踏まえて作成し、計画に沿ったサービス・支援を行い、生活の質の向上を図ります (継続)	1) 自立支援計画書の基となるアセスメントシートの様式の整備を行います。 2) 児童自立支援計画書を計画的に作成します。

- ② サービス向上のため職員の知識や技術を高めます。

実施内容	方 法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります (継続)	研修計画に基づき母子生活支援施設としての専門性向上に努めます。引き続き、スーパーバイザーによる専門研修を実施し、支援力向上に努めます。

- ③ 大規模災害対策などリスクマネジメントを推進します。

実施内容	方法
リスク情報の共有化や分析に基づいた予防対策を実施し、事故等の防止に継続して取り組みます（継続）	事故防止委員会などによりヒヤリハットの分析、改善を継続して取り組みます。

- ④多くの方に利用される施設を目指します。

実施内容	方法
施設機能を強化することにより様々な利用者を支援していきます（継続）	地域のひとり親家庭の支援について、所管課や地域関係機関と協議しながら、模索していきます。

- (2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
就労支援プログラムの充実を図ります。	従来の就労支援の前段階として、未就労の母親を対象に、就労意欲の向上や生活リズムの見直しを目的とした、日中活動プログラムの導入を図ります。

4 サービス内容

利用者支援は、個別の自立支援計画に基づき行います。自立支援計画は、利用者と職員の面談により、利用者の状況及び意向を確認しながら自立した社会生活を送れるように作成します。さらに、必要に応じて面談を行い、支援内容の再確認なども行います。

また、退所後も、社会の中で自分の意思と責任のもと生活できるよう支援していきます。

- (1) 相談支援

子育て、健康、就労、そのほか生活全般における様々な相談を受け、必要に応じて支援を行います。

- (2) 子育て支援

- ① 補助保育

母親の就労、通院、心身の疲労時などに時間を区切って補助保育を行います。補助保育や行事参加を通して日常から学びと育ちの環境を提供します。

- ② 保育ルーム

乳幼児の交流と家事援助を目的として、週に1回程度、夕食準備時間に乳幼児を対象とした保育ルームを開設します。

- (3) 児童への支援（小学生以上）

- ① 「自立支援計画」に沿った支援を実施します。

- ② 時間を区切って学習室（プレイルーム）を開放し、職員が見守る中、宿題や自由遊びなどの場とし、心身のすこやかな成長を目指します。

- ③ 下校後の学習室での宿題、長期休暇時の学習支援とともに、学習習慣の獲得、学習の場の提供を目的に週1回「学習支援」を行います。

- ④ 児童による「子ども会議」を毎月開催し、施設内での生活などについてみんなで考える機会をつくります。

- ⑤ 男子児童の育成支援のため、男性職員と男児が、近隣の銭湯で一緒に入浴する機会をつくれます。(月1回)
 - ⑥ 施設内、通学時など児童間への関わりをとおして、問題解決能力の育成に努めます。
 - ⑦ 関係機関と連携し、児童への適切な支援を実施します。
- (4) 生活への支援
- 緊急時の家庭用品の貸し出し、居室片付けの手伝いや食事作りのアドバイス、不在時の荷物預かりや代引き受け取り、買物の代行、諸手続き支援、保育園・学校への送迎代行など、個々の状況に応じて行います。
- また、必要に応じて関係機関及び医療機関と連携、連絡調整を行い支援に繋がります。
- (5) 健康とところへの支援
- ① 月1回、希望者には嘱託医による健康相談を実施します。
 - ② 健康診断を実施します。
 - ③ 心理療法担当職員による心理療法などを実施します。母親・児童ともに利用でき、面接は安心して相談できるよう専用の部屋で行います。
- (6) 就労支援
- 就職情報誌・求人広告の提供、ハローワークへの同行、パソコンの貸し出し(履歴書等作成)、模擬面接、就労のための補助保育などを通じて就労の一助となるよう相談援助を行います。
- (7) 退所後のアフターケア
- 自立をして退所した利用者についても、相談、訪問など必要な支援を継続するとともに施設行事への参加を呼びかけます。なお、児童については、学習室利用、学習支援なども行います。
- (8) みどりハイム便り
- 毎月1回発行し、月間予定や前月の行事などの報告、その他連絡事項の広報に努めます。
- (9) 利用者懇談会
- 年2回以上開催し、利用者と職員はもとより、利用者同士の交流の機会とします。利用者、職員ともに自由に意見が言えるような雰囲気づくりに努めます。
- (10) 合同研修会
- 利用者と職員が合同で研修会を開催し、子育てなどのテーマについて一緒に考える機会とします。
- (11) 地域への貢献
- 地域の要請に応じた柔軟なサービスとして、ひとり親家庭の児童の学習支援等を継続していきます。
- 5 行事・活動予定
- 児童・母親ともに楽しく交流、参加できるよう行事の目的、ねらいを明確に定め、充実した内容の行事を計画実施し、利用者支援に活かします。
- (1) 季節行事
- 四季折々の行事を体験します。
- (2) 全体行事
- 春と秋の全体行事、納涼会、お楽しみ会など、母と子、職員が一緒になって行います。ま

た、退所した利用者へも参加を呼びかけます。

(3) 児童活動

キャンプ、ドッジボール大会参加、体験遠足、手作り料理の会などの活動を行います。また、活動の企画は「子ども会議」などで話し合いながら、進めていくよう努めます。

(4) 母親活動

手作り料理の会などの活動を企画し、交流の機会とします。

(5) 地域活動

地域の一員として、利用者・職員ともに参加可能な地域行事などに積極的に参加していきます。

<主な年間行事予定表>

月	内 容	対 象
4	新1年生歓迎会 利用者懇談会（第1回）	小学生以上 全利用者
5	(季)子どもの日 (季)春の全体行事（母の日遠足）	全利用者 全利用者・退所利用者
7	(季)笹焼き会 納涼会 夏休み活動（遠足/手作り料理/映画鑑賞等）	全利用者 全利用者・退所世帯 小学生以上
8	夏休み活動（遠足/手作り料理/映画鑑賞等） 夏キャンプ ドッジボール大会（都大会参加）	小学生以上 小学生・退所児童 小学生以上
9	町内会の祭り参加	全利用者
10	利用者懇談会（第2回） (季)ハロウィン	全利用者 全利用者
12	お楽しみ会 大掃除・子ども忘年会	全利用者・退所世帯 小学生
1	(季)鏡開き餅つき大会	全利用者
2	(季)豆まき	全利用者
3	(季)ひな祭り	全利用者

* (季) は季節行事

* 小学校の振りかえ休日には、児童活動を実施します。

第 16 包括支援センター

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区東部包括支援センター (1301000020)	目黒区西部包括支援センター (1301000053)	目黒区中央包括支援センター (1301000061)
所在地	目黒区上目黒 2-19-15	目黒区柿の木坂 1-28-10	目黒区中央町 2-9-13
サービス提供地域	目黒区東部地区	目黒区西部地区	目黒区中央地区

(2) 職員体制

① 目黒区東部包括支援センター

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	・総合相談業務 ・介護予防マネジメント ・包括的・継続的マネジメント	5	1	6
保健師等	保健師・看護師		2		2
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		2(1)		2(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		2	2	4

② 目黒区西部包括支援センター

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	・総合相談業務 ・介護予防マネジメント ・包括的・継続的マネジメント	4	1	5
保健師等	保健師・看護師		2(1)		2(1)
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		3		3
介護支援専門員	介護支援専門員		2	2	4

③ 目黒区中央包括支援センター

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者		管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	・総合相談業務 ・介護予防マネジメント ・包括的・継続的マネジメント	5		5
保健師等	保健師・看護師		2(1)		2(1)
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		2		2
介護支援専門員	介護支援専門員		2	2	4
保健師・看護師	保健師・看護師	在宅療養支援窓口相談	1		1
社会福祉士又は 介護支援専門員	社会福祉士・ 介護支援専門員		(2)		(2)

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間 (東部・西部・中央)

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時
----------	-----------------------------

休業日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
-----	--------------------------

2 事業所が大切にしている理念・方針

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施します。

3 平成27年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（包括支援センター共通）

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 地域の区民及び関係機関と施設の協力関係（ネットワーク）を深める仕組みの検討を行います。

実施内容	方法
地域包括ケアシステムの中核機関として、地域福祉・地域包括ケアの推進に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談に立ち寄れる出張相談を各地区で開設し相談、周知活動、実態把握を行います。 ・[包括便り(仮称)]を発行します。 ・総合事業の円滑な実施、生活支援サービスの体制整備に向け、区が設置する「協議会」に積極的に参画し円滑な移行に向け協力をしていきます。また、包括的支援事業の取り組みや地域ケア会議をとおり、地域課題の把握を積極的に行い、把握した内容を協議会へ提供していきます。 ・在宅療養窓口設置最終年度となることから、在宅医療と介護のノウハウを他の包括支援センターへ確実に継承します。また、更なる医療と介護の連携を進めるため、多職種・多機関が参加する連絡会や事例検討会を開催します。 ・「認知症地域支援連絡会」の開催や、家族介護者の支援につながる、「介護者の会」「Dカフェ」の運営に協力します。

- ② 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます。

実施内容	方法
利用者の人権を尊重したサービスを提供できるように、人権尊重研修やOJTを継続的に実施し、人権意識の高い職員を育成します	相談援助業務により即した人権マニュアル（人権尊重の視点からの業務点検マニュアル）を作成し研修や実践に活用します。

- ③ サービス向上のため職員の知識や技術を高めます。

実施内容	方法
職員個々に応じた研修を実施し、経験に応じた役割を遂行できるようマネジメント	対人相談援助職として身につけなければならない技術、知識を示し、職種・経験年数を考慮した包括担当部研修を体系化します。

ト能力の向上を図ります

より効果的な職員育成プログラムを構築します。

4 サービス内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるように、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用をコーディネートしていきます。また、高齢者以外を含めた地域での見守りや認知症の方や介護者の支え合いの環境・体制作りを充実していきます。

② 権利擁護業務

高齢者の権利を擁護するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等に基づく高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用及び消費者被害の防止などの業務を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域ケア会議を積極的に開催し、地域における多職種協働や関係機関との連携の拡充を図り、途切れのない支援体制の構築を進めていきます。また、介護支援専門員に対する個別支援を行います。

(2) 介護予防事業

① 介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

② 介護予防事業に関して、二次予防事業対象者の把握や普及啓発を行います。

(3) 介護保険認定申請等の受付業務

総合相談業務と連携させて、認定申請等（新規申請、更新申請、区分変更申請）の受付業務を行います。

(4) 高齢者の保健福祉サービス等の受付業務

総合相談業務と連携させて、高齢者生活支援ヘルパー（訪問調査等を含む）、訪問食事サービス・食事サービス（訪問調査、安否確認を含む）などの受付業務を行います。

(5) 保健福祉の総合相談支援の業務

保健福祉に係わる多様な相談への一次的な対応や、複合的な問題を抱えるケースへのトータルな対応を図るため、すべての区民を対象として、次の業務を行います。障害福祉、生活福祉、保健、子育て支援などについては、区の対象別の相談支援体制を前提とし、それらとの連携の下に実施します。

① 総合案内

パンフレットなどによる一般的な情報提供や相談を受けてのサービス・制度の説明や窓口の紹介を行います。

② 総合支援

継続的な支援が必要なケースの対象別相談支援機関へのつなぎ、主として高齢者に係わるケースの継続的支援を行います。また、対象別の相談支援機関と連携した緊急対応を行います。

(6) 在宅療養支援窓口事業（中央包括支援センター）

区民、医療・介護等関係機関からの在宅療養相談に対して、相談対応及び支援を行います。
また、在宅療養資源の把握を行い、関係機関等への情報提供を行います。

在宅療養に係る医療と介護の連携について、目黒区の関係機関とともにネットワークづくりや仕組みづくりを進めます。

(7) 指定介護予防支援事業

要支援認定者（要支援1・2）に対し、適正な指定介護予防支援を提供します。また、指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援業務の一部（介護予防サービス計画の作成等）を介護予防サービス計画作成委託契約に基づき委託します。

(8) その他

目黒区から示された次の項目に留意し事業を実施します。

① 公正・中立性の確保

介護予防プラン及び予防給付ケアプラン作成にあたっては、特定の事業者へ誘導することなく、利用者が最適なサービスを選択できるように、サービス事業者情報を幅広く収集し、偏りのないケアマネジメントを行います。また、予防プランを委託した場合においても、公平・中立性の観点から内容を確認し、委託先の事業者への指導・助言を行います。

② 個人情報の取扱い

「目黒区個人情報保護条例」遵守のほか、「個人情報保護に関する覚書」を取り交わし、遵守します。

③ 地域包括支援センター連絡会

包括支援センターの代表者は、区が開催する地域包括支援センター運営連絡会に出席します。また、区内の包括支援センターと共同で、相互間の連絡調整のために実務者連絡会を定期的を開催します。

④ 委託業務実施に際して必要な事項は、別途、目黒区と協議し決定します。

第 17 在宅介護支援センター

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区立東が丘在宅介護支援センター
事業所の所在地	目黒区東が丘 1 丁目 6 番 4 号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1371000397)
サービス提供地域	目黒区内全域

事業所名	目黒区立東山在宅介護支援センター
事業所の所在地	目黒区東山 3 丁目 24 番 6 号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1371000702)
サービス提供地域	目黒区内全域

(2) 職員体制

① 東が丘在宅介護支援センター

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	介護支援専門員	業務・職員管理	1		1
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	居宅介護支援の 提供等	1(1)		1(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		1		1

② 東山在宅介護支援センター

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	介護支援専門員	業務・職員管理	1		1
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	居宅介護支援の 提供等	1(1)		1(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		1		1

* () は兼務者数

(3) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	(東が丘) 月曜日～土曜日午前 9 時～午後 5 時
	(東山) 日曜日～土曜日午前 9 時～午後 5 時
休業日	祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 本人の意思を尊重した支援を行います。
- (2) 本人の有する機能を最大限生かせる支援を行います。
- (3) 本人を取り巻く生活環境も含めた支援を行います。

3 平成 27 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（在宅介護支援センター共通）

第二次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 利用者満足度の向上を図ります。

実施内容	方法
利用者ニーズを的確に捉え、ケアマネジメント等を適切に行い利用者支援を実施します。（継続）	利用者・家族の意向等を適切に個別支援やケアプランに反映させるため、対人援助技術（面談・アセスメント技術等）の向上に向け、対人援助技術研修を計画的・継続的に実施します。また、スキルに合わせた育成ができるよう研修体系を確立します。

② 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます。

実施内容	方法
利用者の人権を尊重したサービスを提供できるように、人権尊重研修や OJT を継続的に実施し、人権意識の高い職員を育成します。（継続）	人権研修を定期的の実施し、職員の人権意識を維持します。また、さらなる向上を図るため、法人内の地域包括支援センターと連携し、相談援助業務により即した人権マニュアル「相談業務従事者版」（仮称）を作成し研修や実践に活用します。

③法令・倫理の遵守を徹底します

実施内容	方法
基本となる法令・基準等の研修を実施し周知を図ります。	都や区の実地指導検査の基準やなどについて研修を実施し、理解を深め法令順守を図ります。

④ サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方法
新規採用・異動職員への OJT を計画的・集中的に実施し、職員異動によるサービスの低下を防ぎます。（継続）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のマネジメント能力・相談業務従事者としての対人援助技術等、更なる知識・技術の向上を図るため、職種・職層・経験年数を考慮して、包括的に人材を育成するための研修を体系化します。 ・事業団包括支援センターと職員交換研修を実施し、多他職種連携の実践を学びケアマネジメントの能力向上を図ります。
職層に応じた研修を実施し、経験に応じた役割を遂行できるようマネジメント能力の向上を図ります。（継続）	

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 東が丘在宅介護支援センター

項目	方法
利用者の主体性を尊重すると共に、多様化する介護者支援や医療ニーズを有する利用者等、状況に合わせた介護・支援を行います。	・介護支援専門員の役割について、定期訪問時等に利用者に合わせて方法を用いて説明を行います。また、組織人としての自覚を持ち、対人援助の基本である、利用者・介護者に「寄り添う」技術や医療知識の向上を図り、ニーズの的確な把握に努め、関係機関との有機的な連携により、

項目	方法
	<p>生活の質の向上を目指します。</p> <p>今後も在宅介護支援センター間で、各種マニュアル内容の確認更新及び各種業務の共通化に取り組み、より質の高い支援を目指していきます。</p>
<p>第三者委員等の苦情相談窓口について周知します。(継続)</p>	<p>重要事項説明書に記載されている関係諸機関ならびに地域包括支援センター等相談機関の内容や利用方法について法人作成の「苦情解決第三者委員案内」を活用して、引き続き周知度の向上に努めます。</p>

② 東山在宅介護支援センター

項目	方法
<p>ケアプランの満足度の向上に努めます。</p>	<p>・ケアプランの満足度向上に向け、対人援助技術（面談・アセスメント技術等）の向上を図り、さらなる満足度の向上を目指します。</p> <p>今後も在宅介護支援センター間で、各種マニュアル内容の確認更新及び各種業務の共通化に取り組み、より質の高い支援を目指していきます。</p>
<p>困ったことを第三者委員など職員以外の人にも相談できることを周知していきます。</p>	<p>事業団苦情解決第三者委員、地域包括支援センター等「職員以外でも相談できる機関」の周知をより一層高めるために、書面やパンフレットを活用するなど取組みを継続していきます。</p> <p>利用者、家族が事業所や職員に苦情・意見・要望を出しやすい仕組み作りに取り組んでいきます。</p>

(3) 目標利用率

年間平均利用率 92%以上を維持し、安定した介護報酬収入を確保します。

4 サービス内容

(1) 在宅介護支援センター事業

在宅で介護を必要とする高齢者・障害者が自立した生活を営めるように、本人及びその家族などに対して、介護に関する情報の提供、相談を行います。

さらに、地域包括支援センターとの連携・協力体制を強化し、地域で暮らす要介護者などの在宅生活の支援を総合的に行います。

(2) 居宅介護支援事業

① 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族と面接し、課題の把握及び分析を行い、自立支援の観点に立って居宅サービス計画を作成します。

② サービス事業者等との連絡調整

当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容などの情報を提供し、利用者のサービス選択・同意を得たうえで、サービス事業者などとの連絡調整を行います。

③ 居宅サービス計画の実施状況把握

居宅サービス計画の作成後においても利用者、家族及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画を効果的かつ実現可能なものとするため、必要に応じ居宅介護等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めます。

⑤ サービス提供方法等の説明等

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅などにおいて、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法などについてわかりやすく説明します。

(3) 居宅介護予防支援事業

地域包括支援センターとの契約に則り、利用者本位の自立した在宅生活を送れるよう支援を行います。

基本的なサービス内容は居宅介護支援事業の内容に準じますが、サービスの実施結果及びその効果を把握し、地域包括支援センターへ報告を行い、また、包括支援センターに意見を求めます。

(4) 介護保険認定調査（目黒区より受託）

目黒区との契約により、適正な介護保険認定調査を行います。